

## 神戸家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成17年6月15日(水)午後1時30分から午後4時まで

### 2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(委員) 江見康行, 北野聖造, 木村治子, 笹村政子, 中川知三  
橋本千穂, 播磨俊子, 正木きよみ, 將積良子(委員長)

横山修二(敬称略)

(説明者) 妹尾 旦, 松岡茂喜, 南 民和

(庶務) 田中敏治, 杉原哲治, 深 計之

### 4 議事( :委員長, :委員, :説明者, :庶務)

- ・ 開会のことば(総務課長)

- ・ 所長あいさつ

- ・ 新しい委員の紹介

平成17年5月23日付け選任の中川知三委員の紹介があった。

- ・ 裁判所からの報告

平成17年5月24日に行われた憲法週間広報行事の報告が, 庶務から行われた。

報告の概要は, 別紙第1のとおり

- ・ 裁判所からの説明

それでは, ここからは本日のテーマとなっております「神戸家庭裁判所における人事訴訟について」の意見交換に入っていきたいと思います。まず, 人事訴訟を担当している 委員(裁判官委員)から, 神戸家庭裁判所における人事訴訟について, 説明します。

別紙第2のとおり

神戸家庭裁判所における人事訴訟事件の動向について, 松岡家事首席書記官が説明します。

別紙第3のとおり

最後に、神戸家庭裁判所における人事訴訟での事実の調査について、妹尾次席家裁調査官が説明します。

妹尾 別紙第4のとおり

ここで、実際に人事訴訟事件が行われております法廷を見学していただき、休憩後に意見交換に入ります。

(法廷見学及び休憩)

- ・ 意見交換等

今回の意見交換のテーマは、「神戸家庭裁判所における人事訴訟について」です。今までの各説明等を参考にして自由に発言をしてください。

参与員関与の件数はどうなっていますか。

神戸家裁管内における昨年4月から今年5月末現在の既済事件では、事件数にして5件(関与人員10人)です。

本人訴訟の事件数と弁護士が付いた事件数及び審理期間について教えてください。

概数ですが、神戸家裁本庁の平成16年4月から平成17年5末日までの既済事件77件中、訴訟代理人が付いていたのは原告が67件、被告が33件です。審理期間については、全国の家裁事件のデータ(速報値)として、平成16年4月から12月で3.7箇月、平成17年1月から3月は5.7箇月です。まだ家裁に移管して1年が過ぎたところですので、審理期間については今後当面の間は、増えることが予想されます。なお、地裁で審理していた平成15年の全国平均審理期間は、9.3箇月です。

地裁が人事訴訟を担当していたときと比較して、年間の新受件数に変化はありましたか。また、参与員は男女一人ずつ2人で審理に関与するとのことですが、地裁から家裁へ移管して裁判官の男女比などは変わったのですか。

地裁が担当していた当時の数字として、平成14年の全国人事訴訟事件の新受件数は1万120件、平成15年が1万748件、平成16年が地家裁併せて1万1,307件(内、家裁が8,082件)ですから、少し増えています。

裁判官については、法と良心に基づいて判断する専門家ですので、男女の性別は関係ないと考えています。参与員については、一般市民の意見を採り入れる制度ですし、どちらかの性に偏ることに批判的な声もありますので、男女の組み合

わせを基本としています。

裁判官が参与員の意見をどこまで採用するかの目安のようなものはありますか。また、参与員の身分はどうなっていますか。最後に、最近の離婚の主な原因は何ですか。

参与員は非常勤の国家公務員になり、勤務時間に応じて手当が支給されます。

参与員の募集については、各種団体に推薦を依頼していますが、一般に希望者を募るなどの公募活動はしていません。

参与員の意見を取り入れるか否かについての基準はありません。その代わりに、先ほども説明しましたとおり、審理に立ち会う前に、裁判官から参与員に、この点を聞きたいとか、この点についての事実認定に関して意見を聴きたいなどと、打合せをしております。

参与員は、時に専門家では発想できない意見を述べてくれることがあり、裁判官から、「参与員の意見を聴いて、目を開かれるような思いをした。」との感想を聞いたことがあります。

また、離婚原因については、千差万別としか言いようがありません。法律上の離婚原因としては、民法第770条に定まっているとおり、配偶者の不貞行為の存在、悪意の遺棄があったとき、3年以上の生死不明及び強度の精神病にかかり回復の見込みがないとき並びにその他婚姻を継続しがたい重大な事由があるときとなっています。実際によく見かけるのは、ギャンブルや多額の借金、家庭内暴力、いわゆるドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）などです。

最近の離婚原因について何か特徴はありませんか。例えば30年前と比べてこんな理由が多いとか、こんな理由が少なくなったとか。

離婚原因そのものは、そんなに従前と変わっていないと感じています。ただ、昔なら、離婚することが社会的なダメージを伴っていたので、離婚原因があっても離婚しないように我慢する人が多かったように思います。最近は、我慢したりせずに離婚することが目立つように感じます。

離婚調停に携わっていて最近感じるのは、携帯電話の中に不貞の事実を表すような記録があるなど、携帯電話に関する話題が多いことです。また、DVに関しては、肉体的なDVだけではなく、精神的なDVがあり、精神的なDVについて相手方の理解を得ることはなかなか難しいと感じています。

離婚したときに、子供をどちらが引き取るかについてですが、最近では、どのようになっていますか。

統計的な数字はありません。ただし、乳幼児などは母親が引き取ることが多いように思います。しかし、それ以外ではケースバイケースです。子供を虐待する母親などの場合は、父親が引き取った方が良いでしょうし、既にどちらかに養育されていて、養育環境の継続性を重視した方が良い場合は、既に養育している方が引き続き引き取ることになります。また、父親については、少子化の影響からか、子供に思い入れの強い人が増えたようにも思います。いずれにせよ、父親と母親と両方を調べて、それからどちらがよいか、どちらかに偏ることなく公平に判断しています。

評決権がなく、意見を述べるだけという参与員の関与のあり方について、1年が経過した現在の評価はどのように感じますか。

参与員は、和解や証拠調べ手続から関与するので、実際に関与が始まったのは昨年の秋ころからです。ですから、まだ関与事例も多くはなく、制度としてはこれからなので、何とも言えません。

参与員の関与について、例えば、離婚について争いがなくその他の事項について争っている裁判で参与員が立ち会った審理中に、原被告に対して、「元に戻ってはどうか。」などと、質問ではなく参与員の意見を述べている例があると聞いたことがあります。裁判所としても、参与員の関与の方法についてもっと説明するなど、運用上の工夫が必要な点があると思います。

また、先ほど、参与員関与の件数について回答いただきましたが、裁判所は、どのような場合に、どのような事件について、参与員を関与させているのですか。

ある事実が認められれば結論が決まってしまうような場合は関与してもらわないことが多いです。原被告が主張した事実が両方認められたとして、その場合に、認められた事実を基に、離婚の有責性はどちらにあるのか、既に原被告の婚姻は破綻状態にあるのかどうか、慰謝料の額はどのくらいが妥当か、などについて参与員の意見が欲しい場合には、関与してもらおうことが多いと思います。

双方が事実を争っている場合など、特に、このような事件や事例については、よく関与してもらおうといったようなことはありますか。

双方が主張する事実を争っていて、どちらかが認められれば結論が決まってし

まうような事件では、参与員の関与は考えません。双方が主張する事実が認められたとして、認められた事実を積み重ねて考えてみた場合に、例えば、ある夫婦の婚姻状態が既に破綻しているのか、まだ、元に戻る状態であると言えるのかなど、認定された事実があって、その事実を基にどのように判断するべきかについて、裁判官が参与員に意見を聞きたい場合には、参与員の関与を考えます。

裁判又は調停で決まった養育費が支払われない場合はどのようになるのですか。

まず、家裁調査官が支払義務者に支払を促す履行勧告という制度があります。

統計上の数字ではなく、私の感覚ですが、支払を促す連絡を取った場合、だいたい半数以上の方が、遅れながらも払うことが多いです。ただし、例えば2年間払っていないなど、不払いの額が多い人、病気中の人、無職で現在求職中の人などは難しいです。ただし、中には、払える経済状態なのに払わない人もいます。

履行勧告で効果がない場合は、「決められた養育費を支払わない場合は、1日に円を支払え。」と、履行を間接的に促す、間接強制の制度があります。最後に、支払い義務者の銀行預金や給与等を差し押さえる強制執行の制度があります。強制執行については、過去の不払いは当然として、これから支払時期が来る養育費について、1回の手続でまとめて強制執行ができるようになりました。もちろん、これから支払時期が来る養育費については、将来、不払いがあった場合に差し押さえることになります。

調停の場合ですが、養育費については、双方が資産開示等で協力してくれれば、それを基に、早期に目安となる養育費の額を算定できるようになっていますので、それを頭に置いて、話し合いを進めるなどしています。また、養育費の額について合意をまとめるときは、当事者によっては、調停を早く済ませたい一心で養育費の額について合意して、結果、後で払えなくなってしまうおそれがありますので、慎重に進めるとともに、養育費は現在の状況を基に決めるもので、後で、養育費の減額あるいは増額の申立てがあり得ることを理解してもらうように心掛けています。

離婚した元夫が、病気や失業で財産のない状態ならまだ納得できると思うのですが、問題は、財産があるのに払わない場合です。

財産がある人には、強制執行をすることになります。

給与の2分の1まで差押えができるようになって、金額の面でも利用しやすく

なっています。

しかし、今の日本では、給与の差押えまですると職場にいられなくなって退職し、結局、養育費が取れなくなってしまうので、差押えまではしないという人がいると聞いていますが、そのような場合が問題です。

地方裁判所と家庭裁判所、それぞれの人事訴訟事件についての感想ですが、今のところは、特に差を感じることはありません。ただし、証拠調べの段階になって、次回期日の間隔が大きくなってしまう場合が多いとの意見は聞いたことがあります。また、調停で担当した裁判官が人事訴訟でも担当して、最初から事件についての見方ができているようで、やりにくいとの感想を聞いたことがあります。

訴訟ではありませんが、婚姻費用分担調停で双方が対立していて、調停が不成立となって審判に移行したときは、やりにくさを感じることもあります。ですが、裁判官はプロであらねばなりませんので、調停、審判、訴訟と事件ごとに、その事件に対する心証を改めて取り直しています。

人事訴訟で、調停を担当した裁判官は、訴訟を担当しないように事件の担当を配分しているのですか。

事件が来た順番に配分しているので、調停のときと重なることは、あります。また、例えば離婚調停では、裁判官が毎回調停に出席して当事者と直接話をするケースは少ないので、調停段階で、何かの心証が形成されることはないと思います。

調停段階での資料を訴訟段階で取り寄せて見ることができるかどうかの点については、どのようになっていますか。

調停の記録は原則として非公開ですので、取寄せに応じられるかどうかについては、自ずと限界があると思います。手続としては、取寄せがあれば、家事審判規則12条により、調停裁判所（審判官）が許否の裁判をすることになります。

実際に、参与員として関与した人の感想はどうですか。

「意見を述べることができ、有意義だったし、よかった。」との感想があったと聞いています。

まだ、私は1回しか参与員として関与していなくて、経験というほどのものはありません。ただ、調停委員と参与員は役割が異なっているので、その切り替えをするようにしないと、長年の調停委員の経験から、つい、調停委員として見て

しまいそうになるので、その点を自分に言い聞かせています。

調停委員と参与員の違いは、どのような点ですか。

調停は、双方の合意の上に成り立ちますので、調停委員は合意形成に向けて努力します。一方、参与員は、認定された事実を基に、その事実から、例えばこの夫婦の婚姻は破綻しているかどうかなどの点について、個人として感じた意見を述べます。ですから、参与員は、自らの価値観、人生観に基づいて一社会人としてどのような意見を述べるかが問われていると思います。

調停委員と参与員では、立場に違いがあります。調停委員は、合意形成に向けた調整活動を行うので、調停委員を経験している参与員は、調整活動をしないように心掛けないといけません。この点について、裁判官からも、参与員は訴訟の場で、主張、立証に基づいて判断して意見を述べる立場であると説明しています。

先ほど、法廷を見せていただきましたが、地方裁判所と比べて狭く感じられます。DV関連の事件などのときに、圧迫感を感じそうです。

元々は、家庭裁判所が取り扱っている成人刑事事件のための法廷ですので、地方裁判所と比べると狭いのです。建物の構造の関係で広げることはできません。

DV関連の事件で、例えば、原被告の間に遮へいを設けたりしたことはありませんか。

私はありません。そのような申し出もありませんでした。ただし、はっきりDV関連の事件だといえるものは、まだ、経験していません。

精神病で、回復の見込みがない場合は離婚原因になるとのことですが、病名等は決まっているのですか。

症状が重くて日常生活を送ることができず、回復不能の状態の精神病です。

入退院を繰り返しているような状態はどうですか。

退院している以上、回復不能とは言えないのではないかと思います。うつ病や軽微な精神病は含まれないと思います。

患者自身が事態を理解していない場合も、訴訟で決着できるのですか。

そのような場合は、訴訟行為能力がない場合も考えられますので、成年後見人を選任して、裁判を行います。

人事訴訟で、当事者尋問等の公開停止をしたことはありますか。また、公開停止をする場合はどのような手続によりますか。

公開停止は本庁ではまだありません。公開停止は、人事訴訟法22条により裁判官が決定します。原被告には申立権はないと思われませんが、手続としては、おそらく、公開停止を希望する当事者から上申書のようなものを提出してもらって、相手方当事者及び証人の意見を聴いた上で決定することになると思います。

人事訴訟関係以外でも、何か意見がありましたらどうぞ。

来庁者アンケートについてですが、アンケート回収箱の位置が分かりにくい、位置が分かりにくいのでアンケートを記入しても持ち帰ってしまうなどの声を聞きました。アンケートの案内板を読むと、小さな字で回収箱について記載していますが、案内板を改めるか、回収箱の数を増やせばもっとアンケート回収率が上がると思います。

また、来庁者アンケートの回答として、どのような意見があったのかについても明らかにしてください。意見については、家庭裁判所の庁舎設備への意見に加えて、調停委員への対応についての意見などが記載されていれば、それは家裁の対応の問題として把握する必要があると思いますので、それについても集約して、その結果を聞かせて欲しいと思います。

来庁者アンケートは、支部では実施していないのですか。

支部については地方裁判所が庁舎管理をしていますので、地方裁判所で実施する必要があります。尼崎支部及び姫路支部は、家庭裁判所の独立した部屋がありますが、家庭裁判所で実施したアンケートに地方裁判所のことが記載されている場合は対応できないなどの問題があり、いずれも実施していません。

そろそろ、家庭裁判所委員会の多くの委員の任期が切れるころですが、せっかくこのメンバーで2年間もやってきたので、できれば委員会の継続性を保つ意味からも、新しい委員のうち2分の1程度は、現在の委員から再び選任してほしいと思います。

新しい家庭裁判所委員会の委員については、委員会の継続性を考えた上で人選する予定です。

人事訴訟及びその他の点を含めて、御意見、御質問等はこれでよろしいでしょうか。それでは意見交換はこれで終わりたいと思います。

- ・ 次回の家裁委員会のテーマ及び次回日程について

現委員の3分の2以上の方が、7月末日をもって任期満了となります。したが



って、このメンバーで行う家庭裁判所委員会はこれが最後となります。そこで次回  
の家庭裁判所委員会の開催日と意見交換のテーマについては、新しい委員の方  
が選出されてから、新しい委員を対象にアンケート等を実施してから決めたいと  
思いますが、よろしいでしょうか。

次回委員会は、なるべく間隔を空けずに開催して欲しいと思います。

新しい委員の方の都合もありますので確約はできません。そのほかには意見は  
ありませんか。

(その他の意見はなかった。)

それでは、そのようにさせていただきます。

- ・ 所長閉会あいさつ
- ・ 閉会のことば(総務課長)

(別紙第1)

#### 憲法週間広報行事の報告

5月24日火曜日に、「少年審判について」と題して、一般市民を対象とした催しを行  
った。

広報行事の周知としては、当庁の掲示板にポスターを掲示したほか、近隣自治会、神  
戸地方裁判所、神戸地方法務局、兵庫県弁護士会、神戸大学、神戸市役所等に広報行事  
のポスターを送付して、各施設の掲示板に掲示してもらえるように依頼した。

次に、家庭裁判所委員の委員に行事の連絡をし、また、裁判所のホームページに掲載  
した。そのほか、司法記者クラブへ行って、広報行事の趣旨を説明した。その結果、神  
戸新聞及び朝日新聞に取り上げられた。

5月11日(水)から5月23日(月)までの募集期間で、合計参加人数は51人で  
あった。参加者51人の主な内訳は、男性25名、女性26名とほぼ男女が半々で、年  
齢は、20代が14人と一番多く、次いで、60代が8人、40代と50代から7人ず  
つとなっている。平成16年度の憲法週間広報行事では、60代が一番多かったことと  
比べると、本年度は、比較的若い世代の方が多く参加した。

行事として、まず、少年審判についての広報用ビデオ「少年審判～少年の健全な育成

のために～」を見てもらって、その後、少年事件担当裁判官から、少年審判手続きについて、質疑応答も含めて説明した。説明後、庁舎見学を実施した。少年審判廷、科学調査室、調停室及び法廷では、説明をした。

最後に、今後の参考として参加者へのアンケートを実施した。44人からアンケートの回答があった。主な内容は、まず、今回の広報行事を知った媒体は、新聞が20人と最も多く、次いでポスターが10人で、この二つで過半数を超えている。

広報行事に参加した理由で一番多かったのは、「少年審判で何をしているか知りたい。」が27人で、次いで「具体的に事件処理に興味がある。」が17人となっており、アンケート回答者はいずれかの理由で参加したこととなり、少年事件への関心の高さがうかがえる。

また、広報行事の感想については、「大変参考になった」が19人、「参考になった」が24人で、ほとんどの方が参考になったと回答している（44人のうち1人は無回答）。今後の希望する広報行事については、少年事件、家事事件、いずれについてもその手続や流れについて知りたい、裁判官、家裁調査官など、実際に裁判の現場で働いている人の話を聞きたいとの意見が多く寄せられた。今後の広報行事の企画の参考にさせていただく。

## （別紙第2）

### 1 人事訴訟の家庭裁判所への移管について

#### ・ 人事訴訟事件とは

人事訴訟事件は、夫婦及び親子関係を巡る事件をいう。具体的には、夫婦関係については、離婚、婚姻無効確認、婚姻取消、協議離婚無効確認などがあり、親子関係については、認知、認知無効確認、認知取消、嫡出否認、父を定める訴え、親子関係存否確認などがある。また、養親子関係では、離縁、縁組無効確認、縁組取消、協議離縁無効確認、協議離縁取消、養親子関係存否確認などがある。

#### ・ 人事訴訟の家裁移管の目的

離婚を例に取れば、従前は、家庭裁判所で離婚（夫婦関係調整）調停をして、話がまとまらず不成立となった場合は、地方裁判所で離婚訴訟を行っていた。このよ

うな制度に対し、調停不成立後も家庭裁判所で訴訟を行うべきとの意見が、昭和22年に家事審判法が制定された当初からあった。平成11年に司法制度改革審議会が設立され、その中で、家庭裁判所の機能強化が議論された。その中でも、家裁は訴訟にはなじまないとの意見と、一方で、一つの裁判所で訴訟までできないのは不便だとの利用者側からの意見もあった。結果として、より利用しやすくなるという意味も込めて、人事訴訟が家庭裁判所に移管されることとなった。

- ・ 移管開始時期

平成16年4月1日以降に訴えを提起した人事訴訟事件は、家庭裁判所で取り扱われることになる。同年3月31日までに訴えが提起された人事訴訟事件は、引き続き地方裁判所で取り扱われている。

## 2 家事調停との関係について

家事調停との連続性を考えて、調停で使用された主張や証拠を訴訟でも使用できるようにしてはどうかとの議論もあったが、調停は、非公開の場で当事者双方の合意形成を目指す手続であるのに、訴訟は、公開の場で主張を交換して証拠を調べ判断する手続であり、両者の違いから、調停と訴訟を分けて考えることとなった。この点、せっかく調停段階でいろいろ意見を言ったのに、それが訴訟にそのまま利用できないことが残念であると述べる当事者も存在するので、調停が終了し、訴訟へ至った場合のますますの運営上の工夫が必要であると考えます。

また、家庭裁判所で調停と訴訟を行うと、調停が訴訟の通過点として形骸化しないかどうかとの懸念する意見もあった。家庭裁判所としては、そのような懸念を受けて、調停が形骸化しないように努めるとともに、調停委員も研修を通じて調停の充実に努力している。

## 3 家裁調査官による事実の調査

家裁調査官は、家庭裁判所にだけ配属されているが、家裁調査官による事実の調査が可能となった。

事実の調査とは、例えば、離婚訴訟で、離婚すること自体には争いはないが、子供の親権者が争点となっている事件で、どちらが親権者として相当か判断するための資料として、家裁調査官が、実際に子供が生活している場所へ行って、自宅や保育園等の生活の様子等を調査することなどである。

従前は、このようなケースでも、地方裁判所では、原被告から、親権者の相当性に

ついて主張立証していたが、心理学及び社会学的な知識の不足や、裁判官が直接に子供の生活の様子を見に行けない事情などがあって、家裁調査官による調査を望む意見があった。これができるようになったことが、家庭裁判所への人訴移管後の大きな特徴の一つである。

#### 4 参与員の関与

人事訴訟で、その審理や和解の席上に参与員が立ち会って、裁判官に対して意見を言ってもらえるようになった。これは、国民の司法参加の必要性を背景に、人事訴訟事件などの家庭に関する事件について、一般国民の良識を反映させた方が良いとの考えから実施された。

参与員の関与の有無は裁判官の判断による。すべての事件について参与員が関与しなければならないというものではない。関与する参与員は、両性の意見をバランスよく聴くため、男女1人ずつの2人で関与してもらうことが多い。また、裁判員とは異なり、参与員には評決権はなく、その意見はあくまで参考であって最終的には裁判官が決定する。関与の時期は、事件の初めから終わりまででなく、和解の時とか証人等を取り調べる時に立ち会ってもらうことが多い。

参与員は当事者に発問することができるが、裁判官の許可を要する。発問については、事前に発問の内容を聞かせてもらって、その相当性を判断して許可している。また、その事件について調停委員であった者は参与員として関与できない。

参与員が関与する前に、裁判官から参与員に、この事件でどのような点について意見を聴きたいのかなど、関与して欲しい点についてレクチャーを行う。関与後には、評議を行って、参与員から意見を聴取する。

参与員の意見は、参考になる意見が多く、とんでもない意見がでることはなく、内容についてはおおむね裁判官が考えていた結論と変わらないことが多い。

#### 5 その他

その他の変化として、事件を担当することができる裁判所の管轄が変わったことや、一定の場合には、当事者尋問等の公開を停止できるようになったこと、手続的に、従来できなかったこと（和解、請求の放棄や認諾など）が事件によりできるようになった点などがある。

(別紙第3)

#### 神戸家庭裁判所における人事訴訟事件の動向

平成16年4月1日から人事訴訟法が施行され、人事訴訟の第1審の管轄が地方裁判所から家庭裁判所に移管された。

平成16年4月から12月までの新受件数が全国で8082件、神戸家裁管内合計が346件で、これは全国家庭裁判所50庁中、上から6番目の数字である。

新受事件の類型別内訳を見ると、全国比率では、離婚事件が約88パーセントと一番多く、神戸家裁管内でも、311件と約90パーセントを占めている。その他、離縁が7件、認知が9件、親子関係事件が14件となっている。平成17年1月から4月末日までの数字についても、169件中離婚事件が154件と90パーセントを超える割合となっている。

当庁における今年度(4月末日現在)の新受件数は169件であるから、昨年度(月平均約38件)と比較して増加傾向にあるといえる。

( 別紙第 4 )

#### 神戸家庭裁判所における人事訴訟での事実の調査

事実の調査が発令された件数については、平成 16 年 4 月から 12 月までの間で 1 件、平成 17 年 1 月から 5 月末まで 8 件、その庁別内訳は、本庁 3 件、伊丹支部 2 件、尼崎支部 2 件、姫路支部 1 件である。

事実の調査命令の内容については、親権者の指定について争われている事件に於いて、子供の意向を調査するものがほとんどで、双方の監護環境の調査が 1 件、親権者としてどちらが適格であるかという命令が 1 件であった。

事実の調査は、争点整理や証拠調べが終了した後に発令されている。人事訴訟事件専属の家裁調査官はなく、主任家裁調査官から担当し、その結果を踏まえて家裁調査官が担当している。また、こどもの数やその他の調査対象によっては、複数の家裁調査官が共同して調査に当たっている。